

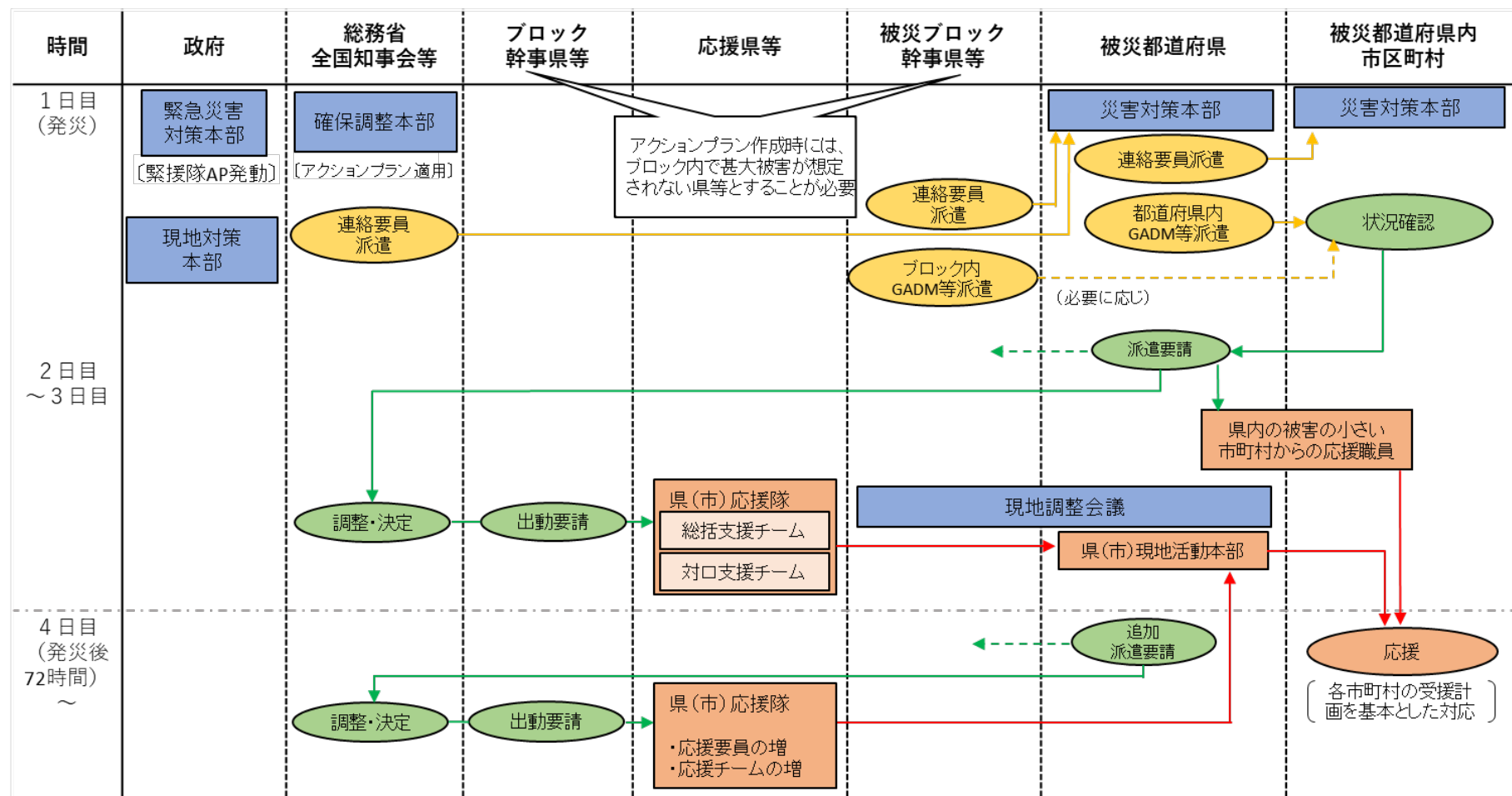
南海トラフ地震発生時の 情報共有・報告等について

総務省自治行政局公務員課応援派遣室

南海トラフ地震発生時の情報共有・報告等に関する基本的な考え方

- 中間報告書※において、南海トラフ地震・首都直下地震等大規模災害発生時に、時間軸に沿って、連絡要員等派遣、応援要請、応援派遣の発災時のフロー(イメージ)が以下のとおり示されている。

※南海トラフ地震・首都直下地震等大規模災害時の応援のあり方に関する検討会中間報告書をいう。



凡例

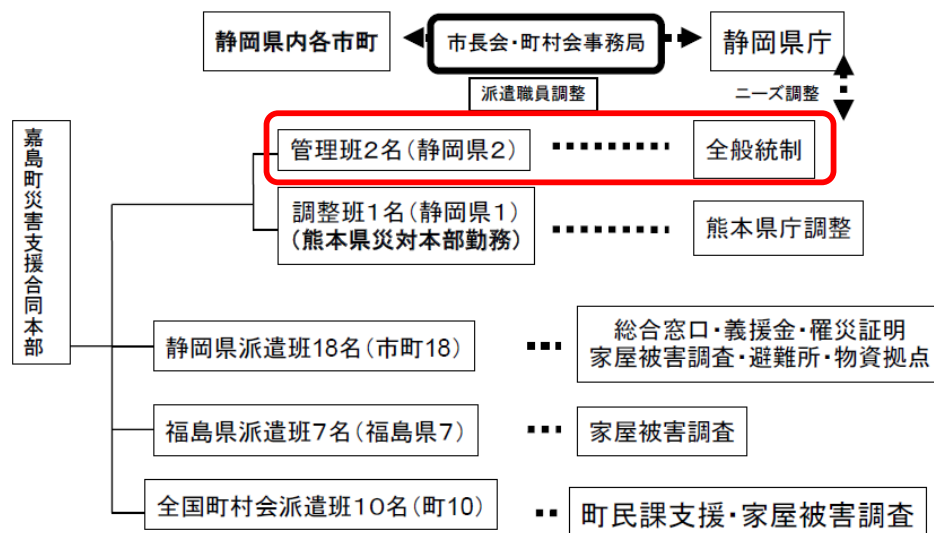
→ : 連絡要員等派遣

→ : 応援要請

→ : 応援派遣

※GADM等: 災害マネジメント総括支援員
及び災害マネジメント支援員

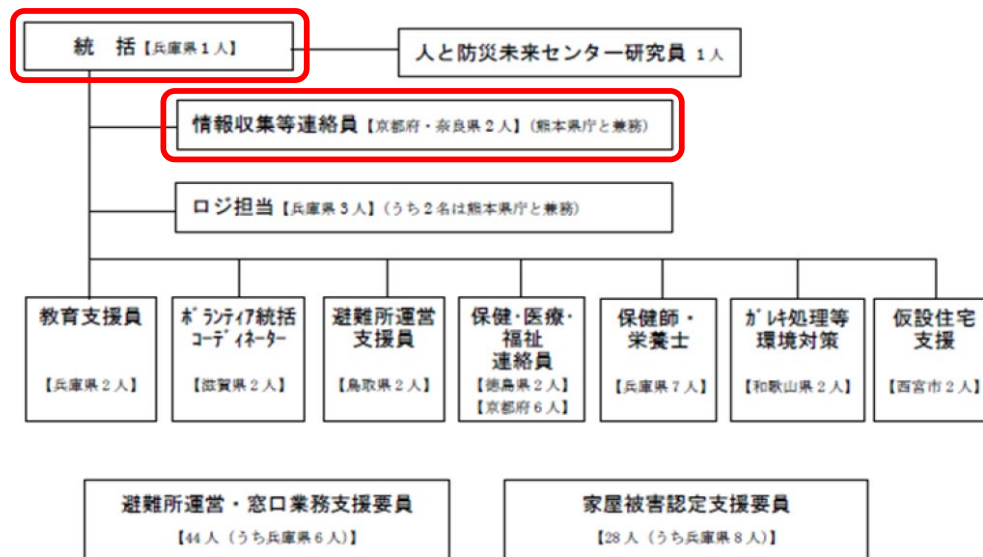
(参考) 地方公共団体間の情報収集連絡体制 (例)



出典：大規模災害からの被災住民の生活再建を支援するための応援職員
の派遣の在り方に関する研究会報告書（平成29年6月16日）
補論2 熊本地震における各地方公共団体の取組

支援チームの体制

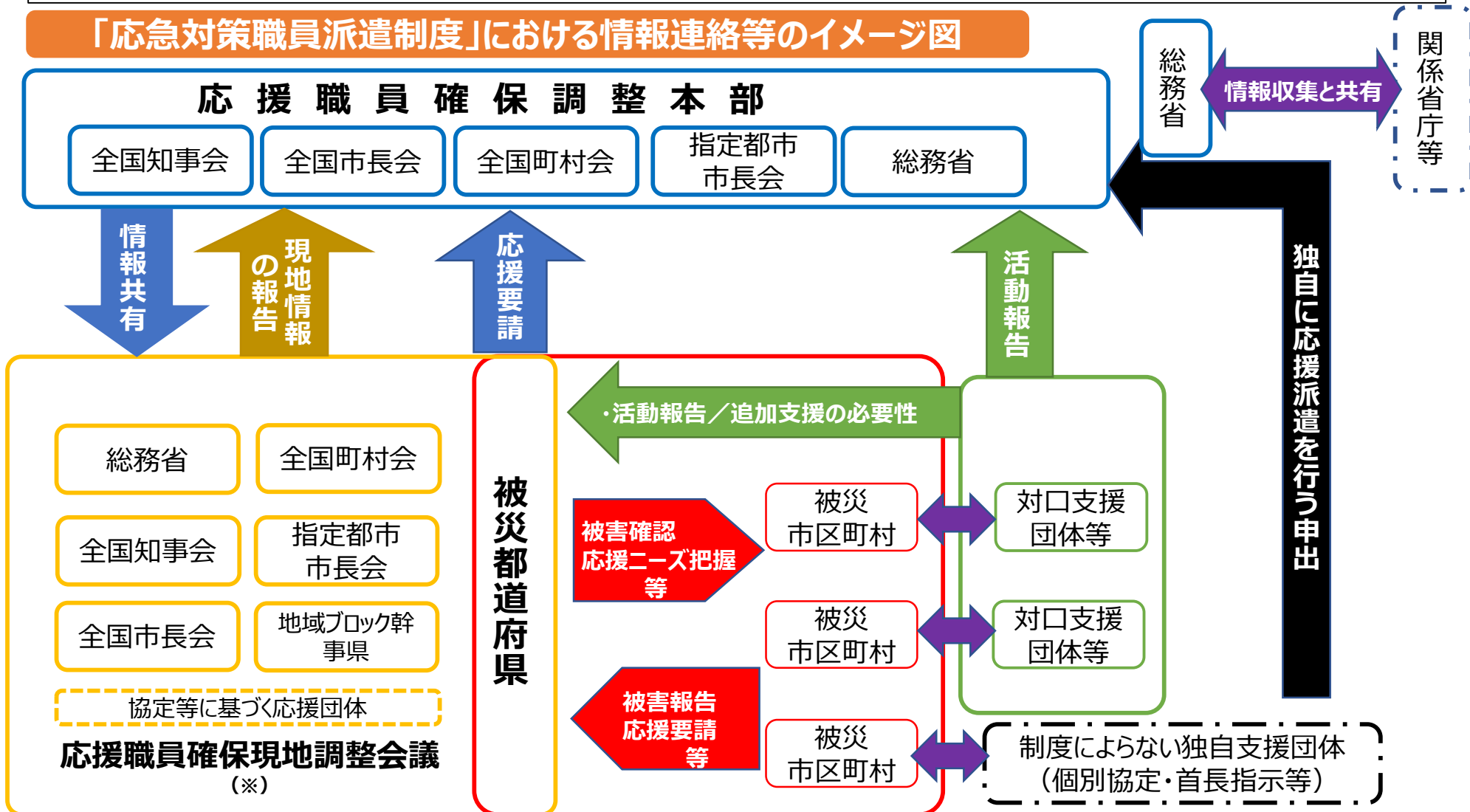
最大時の第5陣（5月18日～25日）の体制 総人数 32人＋避難所運営・窓口業務支援要員等 72人



応急対策職員派遣制度における情報収集連絡体制

- 南海トラフ地震発生時において、円滑な支援調整等を行うためには、被害状況や支援状況に関して、円滑に情報収集・共有できる体制が必要
- 「応急対策職員派遣制度」における情報収集・共有等のスキームをベースに検討

「応急対策職員派遣制度」における情報連絡等のイメージ図



※ 被災団体が複数に上る場合には設置できない場合も要綱上想定（例：東日本台風）

南海トラフ地震における情報連絡体制方針①（被災地における団体間）

- 南海トラフ地震では被災市区町村に1対1で応援団体を割り当てる対口支援方式ではなく、1つの重点受援県に複数の即時応援県等（応援可能となった被害確認後応援県等を含む。）を割り当てることとなる。
- 重点受援県と即時応援県等との間や複数の即時応援県等の間における円滑な情報共有のためには、複数の即時応援県等の情報を統括する体制が必要と考えられる。

■ 統括担当となる即時応援県の指定及び情報連絡窓口の一元化

- 前述の現地調整会議の役割の代替機能を担うため、及び重点受援県からの連絡先を明確にし、即時応援県等間での情報錯綜を防ぐため、各重点受援県との「基本となる組合せである即時応援県」を**統括担当県**とし、情報連絡窓口を一元化することとしてはどうか。

■ 統括担当の変更の指定

- 上記のとおり南海トラフ地震においては時間経過に応じて即時応援県等が交替、撤退などにより変遷することが想定され、また、各即時応援県等は重点受援県に対し五月雨式に進出していくことが想定される。そこで、事前に指定されている統括担当県が交替又は撤退する場合には、確保調整本部が以下の考慮要素に基づいて新たに指定することとしてはどうか。

【考慮要素】

主：応援開始時期（見込み含む） 副：活動状況、応援規模、範囲 等

南海トラフ地震における情報連絡体制方針②（被災地・調整主体間）

- 南海トラフ地震であっても、即時応援県と重点受援県による事前の組合せを除けば、応援職員の派遣調整や支援のために必要となる情報に大きな違いがないことが想定される。
- 被害規模が甚大かつ広域に及ぶため、重点受援県のほか応援要請がある被害確認後応援県などを含め全ての被災都道府県において現地調整会議の迅速な設置や円滑な情報共有が重要である。

■ 確保調整本部から即時応援県等への情報共有

- 応援先等の変更の連絡、確保調整本部が把握した情報（関係省庁又はGADM等からの有用な情報やその連絡窓口など、現地の応援に必要な情報）等については、派遣元を通じて情報共有する。

■ 統括担当県及び即時応援県等から確保調整本部への現地情報等の報告

- 次に掲げる事項を統括担当県、統括担当県以外の即時応援県・指定都市及び応援可能となった被害確認後応援都道府県・指定都市からの報告事項としてはどうか。 【現地からの基本報告事項の整理】

【統括担当県】

※青は派遣元から、黒は現地からの報告事項

（１）出発時・到着前

①応援チーム（総括支援チーム・対口支援チーム）の出発日時及び到着予定日時、②応援チームの人数、構成（GADMを派遣する場合、その人数）

（２）被災地到着後

①重点受援県・市区町村の被害状況・応援ニーズ、②他支援との連携状況（例：関係省庁所管スキームによる支援、協定等に基づく独自支援）、③
応援チームの活動状況（例：支援業務、応援人数、活動予定）

【統括担当県以外の各即時応援県等・応援可能となった被害確認後応援県等】

（１）出発時・到着前

①応援チーム（総括支援チーム・対口支援チーム）の出発日時及び到着予定日時、②応援チームの人数、構成（GADMを派遣する場合、その人数）

（２）被災地到着後

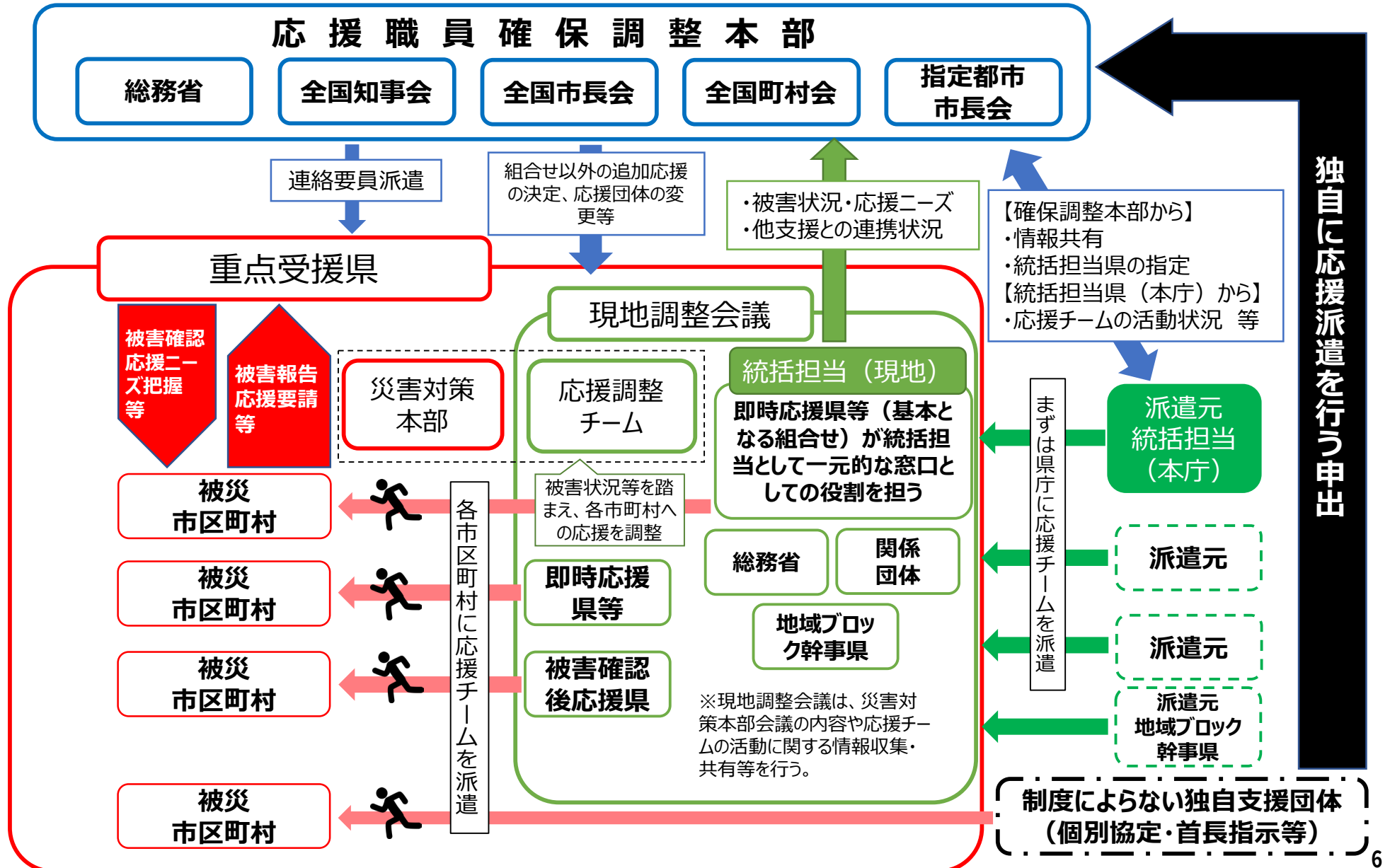
①応援チームの活動状況（例：支援業務、応援人数、活動予定）

■ 現地調整会議の役割の代替

- 現地調整会議の迅速な設置が困難である場合、設置されるまでの間、現地調整会議の役割を代替する必要があることから、統括担当県が中心となって当面その役割を担うこととしてはどうか。

南海トラフ地震における情報連絡体制方針③

南海トラフ地震における情報連絡体制（派遣決定後）のイメージ図



主な情報の収集・共有等のタイムラインの一部（イメージ）

総務省、関係団体の動き①

時間の目安	何を	いつ	誰が	誰に対し	どのように	
数秒～十数秒：緊急地震速報						
2分～3分後：津波警報・注意報（第1報）※随時更新						
30分後：南海トラフ地震臨時情報（調査中）						
1時間～2時間：南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒／巨大地震注意／調査終了）						
発災 1日目	発災直後	アクションプラン適用の連絡	南海トラフ地震の想定震源断層域と重なる地名のいずれかに該当し、かつ次のいずれかの条件を満たす場合、 ①中部地方、近畿地方及び四国・九州地方の3地域のいずれにおいても、震度6強以上が観測された場合又は大津波警報が発表された場合 ②発生した地震がマグニチュード8.0以上の場合（南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)が発表される可能性がある場合）※1	総務省	・関係省庁 ・関係団体 ・全都道府県及び指定都市	電子メールで一斉送信※2
		確保調整本部の設置の連絡	発災後速やかに（震度7が観測された場合即座に）	総務省	関係団体	適切な方法により
	発災から24時間以内	即時応援県等への連絡	確保調整本部設置後速やかに	総務省	即時応援県等	適切な方法により
	発災から24時間以内	総務省等の連絡要員派遣の連絡	即時応援県等への連絡、派遣調整等を終えたとき（移動のタイミングは被災都道府県での受入れ体制や道路啓開状況等を踏まえ開始）	総務省	各被災都道府県	適切な方法により
以降 2日目	随時	応援派遣の要望等を踏まえた派遣先の調整・決定	応援可能な被害確認後応援県等からの報告があった場合、人的支援の資源配分に著しく偏りが発生した場合等（見込みを含む）	確保調整本部	応援可能都道府県等及び各重点受援県等※3	適切な方法により

- ※1 緊急消防援助隊アクションプランと同じ要件であり、緊急消防援助隊アクションプランの適用が行われた場合には、当アクションプランも自動的に適用される。
- ※2 都道府県・指定都市への送信先は総務省に登録する応援担当及び受援担当あてに送付するが、インターネット環境に不具合が見られた場合、電話、FAX等の別の手段により連絡。
- ※3 重点受援県のほか、重点受援県の役割を代替できる被災地域ブロック幹事県又は即時応援県等の代表を想定。
- ※4 政府：政府の緊急災害対策本部及び関係省庁。関係省庁：内閣府及び消防庁。関係団体：全国知事会、全国市長会、全国町村会及び指定都市市長会。

主な情報の収集・共有等のタイムラインの一部（イメージ）

総務省、関係団体の動き②

時間の目安	何を	いつ	誰が	誰に対し	どのように	
数秒～十数秒：緊急地震速報						
2分～3分後：津波警報・注意報（第1報）※随時更新						
30分後：南海トラフ地震臨時情報（調査中）						
1時間～2時間：南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒／巨大地震注意／調査終了）						
発災1日目	発災から2～12時間以内	アクションプラン適用の連絡	政府並びに関係団体等の各種情報から、 ①アクションプランの適用基準の原則に該当しないものの、これに類する被害が想定され、本アクションプランに基づく地方公共団体間の応援職員派遣を実施することで、迅速かつ円滑な被災地支援を実現できると総務省が判断した場合 ⇒ <u>アクションプランの適用</u> ②アクションプランを適用しない場合 ⇒ 応急対策職員派遣制度で対応	総務省	・関係省庁 ・関係団体 ・全都道府県及び指定都市	電子メールで一斉送信※1
		確保調整本部の設置の連絡	発災後速やかに（震度7が観測された場合即座に）	総務省	関係団体	適切な方法により
	発災から24時間以内	即時応援県等への連絡	確保調整本部設置後速やかに	総務省	即時応援県等	適切な方法により
	発災から24時間以内	総務省等の連絡要員派遣の連絡	即時応援県等への連絡、派遣調整等を終えたとき（移動のタイミングは被災都道府県での受入れ体制や道路啓開状況等を踏まえ開始）	総務省	各被災都道府県	適切な方法により
以降2日目	随時	応援派遣の要望等を踏まえた派遣先の調整・決定	応援可能な被害確認後応援県等からの報告があった場合、人的支援の資源配分に著しく偏りが発生した場合等（見込みを含む）	確保調整本部	応援可能都道府県等及び各重点受援県等※2	適切な方法により

適用基準の該当性の確認に時間を要する場合

- ※1 緊急消防援助隊アクションプランと同じ要件であり、緊急消防援助隊アクションプランの適用が行われた場合には、当アクションプランも自動的に適用される。
- ※2 都道府県・指定都市への送信先は総務省に登録する応援担当及び受援担当あてに送付するが、インターネット環境に不具合が見られた場合、電話、FAX等の別の手段により連絡。
- ※3 重点受援県のほか、重点受援県の役割を代替できる被災地域ブロック幹事県又は即時応援県等の代表を想定。
- ※4 政府：政府の緊急災害対策本部及び関係省庁。関係省庁：内閣府及び消防庁。関係団体：全国知事会、全国市長会、全国町村会及び指定都市市長会。